

## 絶滅のおそれのある野生生物の保全につき今後講ずべき措置について (答申パブコメ案)

平成 24 年 11 月 29 日付け諮問第 339 号、環自野発第 121129300 号による諮問「絶滅のおそれのある野生生物の保全につき今後講ずべき措置について」を受け、昨年度に環境省が実施した「絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検（以下、「点検」という。）」の結果を基本として検討を行ったところ、早期に講ずべき措置等について一定の結論に達したので、次の通り答申する。

なお、絶滅のおそれのある種の現状及び保全の状況については、点検報告書に詳しいので、本答申においては省略する。

### 1 希少野生生物の国内流通管理に関して講ずべき必要な措置

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、「種の保存法」という。）に基づく国内及び国際希少野生動植物種について、国内流通を適切に規制し管理することが必要であるとの観点から、以下の措置を早期に講ずべきである。

#### (1) 登録票等の管理方法等の改善

国際希少野生動植物種の個体等のうち、環境大臣の登録等を受けたものは譲渡し等を行うことができ、当該個体等を販売又は頒布する目的で陳列する際には交付された登録票等を個体等とともに備え付けることが義務づけられている。近年では、店頭での陳列だけでなく、インターネット上又は紙媒体に掲載して広告することも一般的に行われていることから、その際にも登録票等の情報の明記を義務づける必要がある。

また、登録票の記載事項に変更が生じた際の手続方法についても整理を行うことが適当である。

#### (2) 罰則の強化

希少野生動植物種はその希少性から高額で取引されているものが多く、違法取引や再犯事例も発生しており、違法取引から得られる利益に比べて種の保存法の罰則の制裁は弱いと言わざるを得ない。違法行為の抑止に十分な効果を発揮する程度に懲役や罰金等の罰則の強化を検討すべきである。

### 2 わが国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関して講ずべき必要な措置

絶滅のおそれのある野生生物の種数は、平成 24 年公表の環境省第 4 次レッドリストにおいて約 3,500 種であり、適切な保全対策を行うことにより、これらの種の絶滅を回避し、最終的に本来の生息・生育地における当該種の安定的な存続を確保する必要がある。

そのためには、種の保存法の適切な運用のみならず、他法令も活用するとともに、幅広い関係者による取組を進めることが重要である。

今後、これらの取組を全国的かつ計画的に進めるため、保全の進め方や保全

すべき種の優先順位付けを盛り込んだ「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略（以下、「戦略」という。）」を作成することが有効である。

戦略においては、絶滅危惧種の保全の優先度、効果的かつ計画的な保全対策、各種保護制度の効果的な活用、知見及び技術の集積と共有、保全の体制等についての基本的な考え方を示し、具体的な施策の展開方法についても示すものとする。